

この書類は、個人事業主の方のみ（法人は不要）

申請者自ら記載してください。

専門家による申請書類事前確認書

申請書提出日 令和2年__月__日

WEB登録の

申請者の住所

受付番号

屋号・代表者氏名

(WEBに登録していない場合は空欄可)

申請者記載欄（下記のいずれかにチェック）

- 専門家による事前確認を行っていません。
- 専門家による事前確認を下記のとおり行いました。

※ 申請書類、その他必要な添付書類を全て揃えてから

専門家の方に記載を依頼してください。

専門家による申請書類の確認（専門家記載欄）

【必要書類の確認】

- <個人事業主用> 休業要請外支援金 申請書（様式1）
- 誓約・同意書（様式2）
- 直近の確定申告書等（写し）^{第一表、第二表、内外記簿が必須}
- 事業に関する許認可証等（該当業種のみ）（写し）^{青色申告の}
- 平成31年4月及び令和2年4月の売上を示す帳簿（全事業）（写し）
(募集要項に規定されたその他の比較パターンあり)
- 事業所の不動産登記簿謄本（登記事項証明書）または賃貸借契約書（写し）
- 該当する事業所の写真（外観、内観、看板）3枚×事業所数
- 本人確認書類（写し）<sup>運転免許証は表と裏の両方、パスポートは写真のページと
アビリティカードの2つのページ</sup>
- 振込先通帳等（写し）^{表紙のう}
- その他、府が求める書類や申請内容を補足する書類等

【助言・支援した事項】

専門家がチェックするのは
この書類の有無だけ
です。ここだけが無料
書類は全て申請者が
用意します。
※ 通常書類を任せると
有料です。

【要件の確認】

- 府内に事業所を有していること
- 募集要項に規定する「売上額50%以上の減少」
- 休業要請支援金の支給対象外事業者であること

私は、「大阪府新型コロナウイルス感染症のまん延に係る休業要請に応じた事業者に対する支援金の支給の対象にならなかった事業者への支援金の支給に関する規則」に規定する「専門家による助言その他の必要な支援」として、上記申請者の申請書類、添付書類及び申請要件の確認を行いました。

事業主のお付き合ひのある専門家にお願ひ打のがよいでしょう。 確認日 令和2年__月__日

専門家住所（事務所の住所）

専門家連絡先（電話番号またはメールアドレス）

専門家氏名

行政書士 公認会計士 税理士 中小企業診断士

行政書士登録番号									
公認会計士登録番号									
税理士登録番号									
中小企業診断士登録番号									

専門家の方の
AB等を記載に
もいます。

※ 専門家の方は、この確認書の署名後にコピーを取り、府の休業要請外支援金の申請受付期間終了後に、様式3-2（府ホームページからダウンロードできます）とともに府が指定する宛先に送付してください。